

新型コロナウイルス感染症（変異株）について

昨日、国が新型コロナウイルスの新たな変異株（B.1.1.529系統）、いわゆるオミクロン株の感染者を日本で初めて確認したと発表

- 当該感染者と同じ国際線航空機に搭乗していた方は、県内に5人



国の要請により、感染症法第44条の3第1項、第2項に基づき、
今回、国が濃厚接触者とした方に対し、宿泊療養施設で健康観察を行う

国の通知に基づき健康観察を行うとともに、2日に1回程度、PCR検査を行う予定